【別紙２】（本規程第１１条、第２８条第２項、第３２条関連）

特定個人情報等の運用状況記録票[[1]](#footnote-1)

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 従業員氏名 | 取得日 | 本人確認方法（注1） | 本人確認した事務取扱担当者 | 情報システムへの入力日・本人確認書類の廃棄日（注２） | 利用・出力状況（日付・具体的な内容・事務取扱担当者を記載） | 法定調書や情報システムの特定個人情報ファイルの削除・廃棄の状況（削除・廃棄日、対象となる法定調書・特定個人情報ファイル、廃棄方法）（注３） | 備考（注４） |
| 甲野太郎具体例 | H28.1.10 | ②-b | 乙野次郎 | H28.1.10 | H.29.1.12　源泉徴収票を作成（担当：乙野次郎）H29.1.20　源泉徴収票を税務署に提出。（担当：乙野次郎）H29.1.20　給与支払報告書を市町村長に提出。（担当：乙野次郎）H29.1.25　本人に源泉徴収票を交付。（担当：乙野次郎）・・・・・ |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

**（注１）　本人確認方法[[2]](#footnote-2)**

　以下のとおり番号化して記載。

①-a　個人番号カード（対面）

①-b　個人番号カードのコピー（郵送）

①-c　個人番号カードのイメージデータ（オンライン）

②-a-1　通知カード＋運転免許証（対面）

②-a-2　　通知カード＋健康保険被保険者証+年金手帳（対面）

②-b-1　通知カードのコピー＋運転免許証又はパスポートのコピー（郵送）

②-b-2　通知カードのコピー＋健康保険被保険者証のコピー＋年金手帳のコピー（郵送）

②-c-1　通知カードのイメージデータ＋運転免許証又はパスポートのイメージデータ（オンライン）

②-c-2　通知カードのイメージデータ+健康保険被保険者証のイメージデータ+年金手帳のイメージデータ（オンライン）

③-a-1　個人番号の記載された住民票の写し＋運転免許証又はパスポート（対面）

③-a-2　個人番号の記載された住民票の写し＋健康保険被保険者証+年金手帳（対面）

③-b-1　個人番号の記載された住民票の写し（またはコピー）＋運転免許証またはパスポートのコピー（郵送）

③-b-2　個人番号の記載された住民票の写し（またはコピー）＋運転免許証またはパスポートのコピー（郵送）

③-c-1　個人番号の記載された住民票の写しのイメージデータ＋運転免許証またはパスポートのイメージデータ（オンライン）

③-c-2　個人番号の記載された住民票の写しのイメージデータ+健康保険被保険者証のイメージデータ+年金手帳のイメージデータ（オンライン）

④　上記以外の方法（具体的に本人確認方法を記載）

**（注２）情報システムへの入力日・本人確認書類の廃棄日**

個人番号を情報システムへ入力した場合は、受領した本人確認書類およびコピーした本人確認書類を同日中に復元が不可能な程度に裁断が可能なシュレッダーで削除することとする。Eメール等のオンラインで受領した場合は、当該Eメールを削除するとともに、イメージデータを削除する。

**（注３）法定調書や情報システムの特定個人情報ファイルの削除・廃棄の状況（削除・廃棄日、削除・廃棄をした法定調書・特定個人情報ファイル、廃棄方法）**

　廃棄・削除の方法は以下のとおり番号化。

①　特定個人情報等が記録された書類の溶解

②　特定個人情報等が記録された書類の消却

③　特定個人情報等が記録された書類のシュレッダーでの裁断

④　特定個人情報等が記録された書類の個人番号部分のマスキング

④　特定個人情報等が記録された機器及び電子媒体等の専用のデータ削除ソフトウェアの利用

⑤　特定個人情報等が記録された機器及び電子媒体等の物理的な破壊

⑥　特定個人情報等が記録された機器及び電子媒体等からの個人番号部分の削除

**（注４）**

　役職員又は第三者が、当社の個人番号の提供の要求又は本人確認に応じない場合には、番号法に基づくマイナンバー制度の意義について説明をし、個人番号の提供及び本人確認に応ずるように求めるものとする。それにもかかわらず、役職員が個人番号の提供に応じない場合は、提供を求めた経緯等を記録するものとする。

1. 特定個人情報等の取扱いを委託している場合の記録については別紙２－２による。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 本人確認方法については記録することが、法令・ガイドライン上求められていませんが、本人確認について事後的に検証するために、記録をした方がよいと考えられます。 [↑](#footnote-ref-2)